

意見書

平成21年5月14日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

メールアドレス XXXXXXXXXX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成21年4月14日付けで公告された東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

プライスカップ制度によって、NTT東・西が提供する加入電話等に係るお客様料金の抑制が図られることは望ましいことであり、NTT東・西に更なる経営効率化を促すことを前提に、次期の基準料金指数について前期の上限を維持することは適当であると考えます。

ただし、プライスカップ制度は、独占的なサービスにおける利用者利益を保護することを目的として適用されているものであり、その対象サービスである加入電話を、今後どのように維持、もしくはIP電話等に移行させていくのかということは、国民の利便を担保するために最も重要な課題です。

そのため、NTT東・西は早期にレガシー系サービス(音声通話やドライカッパ)の扱い及びNGN・光サービスへの移行に関する計画等の情報を明らかにすることが適当です。その上で、公の議論として、レガシー系サービスとNGN・光サービスのコスト動向を見据え、NGNの在り方や接続料算定の方法を含む接続ルールについて総合的な見直しを早急に行い、ネットワークの効率性、ひいては国民的利益を担保する必要があると考えます。

以上